

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則	一	○関する規程の一部を改正する訓令	七
○福島県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則	六	○職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令	八
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則	六	○職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令	八
○貸金業法施行細則の一部を改正する規則	六	○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令	八
○職員の駐在及び駐在員の服務等に	七	○福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令	九
		○福島県教育委員会	九
		○福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	九
		○職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令	九

## 規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、福島県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則及び貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第四十号

#### 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第二項第一号並びに第十五条第一項第一号中「又は第七号様式」を「第六号様式、第七号様式又は第二十二号の四様式」に改める。  
第六号様式中「(第12条関係)」を「(第12条、第13条、第15条関係)」に改める。

### 第十一号様式中

被相続人	指定代表者		住所 氏名
	住所 氏名	住所 氏名	
最氏死	後 の 住 所 名 日	後 の 住 所 名 日	

被相続人	指定代表者				住所 氏名	預金(貯金)種別 番号
	住所 氏名	ふりがな	氏名	口座番号		
最氏死	後 の 住 所 名 日					

--	--	--

		本店・本所 支店・支所
--	--	----------------

に改める。

第二十二号の四様式中「(第41条関係)」を「(第13条、第15条、第41条関係)」に改め、同様式その二及びその三を次のように改める。

その2 (電算処理用)

(表)

<p style="text-align: center;">福島県 税</p> <p style="text-align: center;">年度 領 収 済 通 知 書 ㊟</p> <p>口 座 加入 合計</p> <p>納期限 年 月 日 登録 番号</p> <p>額 収 日 付</p> <p>納税者 様</p> <p style="font-size: small;">指定金融機関から県へ送付</p>	<p style="text-align: center;">福島県 税</p> <p style="text-align: center;">納付 (納入・払込) 書 ㊟</p> <p>年度</p> <p>加入者名 口座記号番号 本 税 延 滞 金 申告加算金 重 加 算 金 合 計</p> <p>納税者氏名</p> <p>期 別 納 理 番 号 納 期 限 年 月 日</p> <p>額 収 日 付 印</p> <p style="text-align: right;">取扱金融機関控</p>	<p style="text-align: center;">福島県 税</p> <p style="text-align: center;">年度 督促 状 兼 領 収 証 書 ㊟</p> <p style="text-align: center;">(お問い合わせ番号)</p> <p>(納税者) (住所) (氏名) 様</p> <p>期 別 法定納期限 整理番号</p> <p>納 期 限 年 月 日 年 月 日</p> <p>本 税 延 滞 金 申告加算金 重 加 算 金 合 計</p> <p>額 収 日 付 印</p> <p style="text-align: right;">納税者控</p>
--	--	--

切り取り取らないでお出しください。

切り取り取らないでお出しください。

この督促状は、年 月 日現在までに、金融機関等から領収済通知がなかった方に宛して発行しました。同日前後に納付された方には、行き違いになることがありますが、御了承ください。

なお、延滞金については、年 月 日までの計算となっておりますので、それ以降に納められる場合は発行日以降重加算金が決定された場合には、地方税法による金額を納めてください。

左記金額を領収しました。

額 収 日 付 印

納税者控

収入印紙不要

年 月 日 福島県 地方振興局長 印

上記のとおり納めてください。

(裏)

<p>1 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されなければ、その翌日から滞納処分をされることとなります。</p> <p>2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、なお、その期間内であっても、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日の翌日から起算して30日を経過した日)後又はこの処分の日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日の翌日から起算して30日を経過した日)の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>3 処分の取消しの訴えは、この処分について2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日の翌日から起算して30日を経過した日)後又はその撤決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができ(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であっても、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日の翌日から起算して30日を経過した日)後、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過したとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	
--	--

その3 (自動車税用)

(表)

<p style="text-align: center;"><b>福島県 自動車税</b></p> <p style="text-align: center;">年度 領 収 済 通 知 書 ㊟</p> <p>口 座 <input type="text"/> 加入 <input type="text"/> 合計 <input type="text"/></p> <p>納期限 年 月 日 登録番号 <input type="text"/></p> <p>納税者 <input type="text"/></p> <p>額 収 日 付 印 <input type="text"/></p> <p>指定金融機関から戻へ送付</p>	<p style="text-align: center;"><b>福島県 自動車税</b></p> <p style="text-align: center;">納 付 書 ㊟</p> <p>加入者名 <input type="text"/></p> <p>口座記号番号 <input type="text"/></p> <p>本 税 <input type="text"/> 円</p> <p>延 滞 金 <input type="text"/> 円</p> <p>合 計 <input type="text"/> 円</p> <p>納税者 <input type="text"/></p> <p>年度 <input type="text"/></p> <p>額 収 日 付 印 <input type="text"/></p> <p>取扱金融機関印 <input type="text"/></p>	<p style="text-align: center;"><b>福島県 自動車税</b></p> <p style="text-align: center;">年度 督促状 兼 領 収 証 書 ㊟</p> <p style="text-align: center;">(お問い合わせ番号)</p> <p>(納税者) <input type="text"/></p> <p>(住所) <input type="text"/></p> <p>(氏名) <input type="text"/></p> <p>様</p> <p>この督促状は、年 月 日現在までに、金融機関等から領収済通知がなかった方に対して発行しました。同日前後に納付された方には、行き違いになることがありますから御了承ください。</p> <p>なお、延滞金については、年 月 日までの計算となっておりますので、それ以降に納められる場合には、地方税法による金額を納めてください。</p> <p>左記の金額を徴収しました。</p> <p>額 収 日 付 印 <input type="text"/></p> <p>納税者控 <input type="text"/></p> <p>収入印紙不要</p> <p>年 月 日 福島県 地方振興局長 <input type="text"/></p> <p>上記のとおり納めてください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>課 年 度</td> <td>年 度</td> </tr> <tr> <td>登 録 番 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>本 税</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>円</td> </tr> </table>	課 年 度	年 度	登 録 番 号	年 月 日	納 期 限	年 月 日	本 税	円	延 滞 金	円	合 計	円
課 年 度	年 度													
登 録 番 号	年 月 日													
納 期 限	年 月 日													
本 税	円													
延 滞 金	円													
合 計	円													







特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（平成十年福島県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「農林水産部農林水産総室農林総務課農地調整室」を「農林水産部農業支援総室農業担い手課」に改める。

第十七条中「農林水産部森林林業総室森林整備課若しくは林業振興課」を「農林水産部森林林業総室森林保全課」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年六月一日から施行する。

（人事課）

福島県訓令十号

福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令

福島県農林水産技術会議規程（昭和四十四年福島県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び室の室長」を削る。

第五条第二項中「又は室」を削る。

第八条中「農林水産部農業支援総室農業振興課研究技術室」を「農林水産部農業支援総室農業振興課」に改める。

別表本庁機関の項中「農業振興課 研究技術室」を「農業振興課」に、「農産物安全流通課」を「農産物流通課」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年六月一日から施行する。

（農業振興課 研究技術室）

福島県教育委員会

福島県立学校の管理運営に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「栄養技師」の下に「看護技師」を加える。  
第九条の表栄養技師の項の次に次のように加える。

専門看護技師	上司の命を受け、高度な看護及び診療の補助の業務を処理する。
主任看護技師	上司の命を受け、担任の看護及び診療の補助の業務を処理する。
副主任看護技師	上司の命を受け、高度な看護及び診療の補助の業務をつかさどる。
看護技師	上司の命を受け、看護及び診療の補助の業務をつかさどる。

附則

この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。

（学校経営支援課）

福島県教育委員会訓令第一号

教育委員会 所管に属する教育機関

職員の仕事の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

福島県教育委員会

職員の仕事の格付に関する規程の一部を改正する訓令

職員の仕事の格付に関する規程（昭和三十七年福島県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表医療職給料表(三)格付表を次のように改める。

医療職給料表(三)格付表

この訓令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附 則

(教育総務課)

専門看護技師	看護部長相当職B
主任看護技師 主任保健技師	看護師長相当職
副主任看護技師	上級看護係員の職
看護技師 保健技師	看護係員の職